

平成 28 年度緊急薬価改定の基準

- (1) 次に掲げる薬剤について、薬価の改定を行うこととする。
 - ア 平成 27 年 10 月から平成 28 年 3 月までに効能・効果又は用法・用量の一部変更が承認された既収載品
 - イ 平成 28 年度の企業予想年間販売額(薬価ベース)が、1000 億円を超え、かつ、薬価収載された時点における予想年間販売額に対して 10 倍以上となる既収載品
- (2) 薬価は、「薬価算定の基準について」(平成 28 年 2 月 10 日中央社会保険医療協議会了解)別表 6 の 2 に定める算式により算定される額に改定する。算定において、年間販売額としては企業予想年間販売額(薬価ベース)等を用いる。

なお、 α (補正加算率)は適用しない。
- (3) 薬価の改定は、平成 28 年 11 月中に告示し、平成 29 年 2 月 1 日から適用する。
- (4) 算定された薬価について、企業は不服意見を提出できることとする。